

2009年3月5日

各位

東京都江東区亀戸7-10-1Zビル
5階

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

代表名 取雄司

TEL 03(5627)6007

FAX 03(3683)9766

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町20-9

サンオーポ豊岡505号

(社) 神奈川労災職業病センター

理事長 斎藤竜太

TEL 045(573)4289

FAX 045(575)1948

担当 西田

Eメール k-oshc@jca.apc.org

中皮腫死亡者遺族への周知事業継続のためのアンケート等のご協力をお願い

昨年7月より、中皮腫死亡者の遺族に対する特別遺族弔慰金等に係る制度の周知事業が全国の自治体で行われています。この周知事業は石綿救済法に基づく中皮腫、肺がんの請求が低迷状況にあることから、環境省と独立行政法人環境再生保全機構が全国の自治体に委託させてようやく実現させたものです。石綿救済法で要する費用は国と地方公共団体と企業が拠出することになっています。救済率が4割にも満たないほど低い責任の一端は都道府県にもあるというわけです。しかし、問題なのは救済率が低いばかりでなく他制度との関係で全体の補償・救済状況が著しくバランスを欠いていることです。アスベスト被害の80%が職業曝露によるものと言われているにもかかわらず、全体の補償・救済状況は労災補償等が52、3%で環境曝露、家族曝露によるとされる石綿救済法による補償・救済が47、7%となっているのです。本来、事業主と国が負担する労災保険で補償すべき支給金額が自治体も負担させられる石綿救済法からその費用が支給されているのです。例えば、学校の教員の中皮腫が69名、公務員の中皮腫が89名もが石綿救済法で補償されているのです。こうした状況は正常な補償・救済状況とは言えません。今回の自治体が実施している周知事業でも他の制度への紹介の相談機能を強化して、労働基準監督署や国鉄清算事業本部、地方公務員災害補償基金、船員保険組合などと連携し、確実に個々の相談を補償・救済につなげていく必要があります。また、こうした制度間の偏った補償・救済状況を是正していくためにも職業曝露なのか環境曝露なのかの曝露経路の聞き取り調査を含めた中皮腫死亡者遺族の実態調査をしていくことがぜひ必要です。私たちは、今回の周知事業を効果あるものするためには未救済の周知件数を公表することが必要という考え方の下に、(独)環境再生保全機構と交渉し、「自治体の判断で中皮腫

死亡者遺族への特別遺族弔慰金等に係る周知事業の保存件数、除外件数、周知件数を公表して差し支えない。」という回答を引き出しました。その結果、神奈川県内のすべての保健所設置市の件数を公表させることができました（「神奈川新聞」12月28日付け）。川崎市は、市議会で遺族の相談に幅広く応じるため「中皮腫患者を支援する市民団体『中皮腫・じん肺・アスベストセンター』なども必要に応じて紹介する。」（「神奈川新聞」12月16日付け）と答弁しています。

石綿救済法の改正で請求期限が3年間延長されたとは言え、中皮腫被害者の救済はもはや時間との競争です。被害を埋もれたままにしないためには、官民の協力による相談体制の強化が必要です。そのためにも貴職に寄せられた中皮腫相談に民間のアスベスト専門機関を紹介し、たらい回しされることのないよう経験のある民間の相談機関を活用されるようお願いしたいと思います。また、私たちは今後も中皮腫死亡者遺族への特別遺族弔慰金等に係る周知事業を継続していくことが必要を考えており、そのために参考となるデータ集めのために別紙のアンケート調査を実施しております。併せて、ご協力していただければ幸いです。アンケートの締切りは3月20日です。別紙のアンケートを同封の封筒で返送してください。ファックスでも結構です。ファックス番号は045（575）1948です。なお、このアンケートは別紙の全国労働安全衛生センター連絡会議傘下の各地域センターと協力して実施しています。周知件数の公表等で各地域のセンターからも問い合わせがあると思いますのでよろしくお願いします。

記

1. 中皮腫相談の対応に民間のアスベスト専門機関を紹介すること。
2. 「特別遺族弔慰金等に係る周知事業」継続のためのアンケート調査に協力すること。